

(別記)

(公表様式3)

熊本県福祉サービス第三者評価結果公表基準
(保育所版)

◎ 評価機関

| | |
|---------|-----------------------|
| 名 称 | NPO法人 九州評価機構 |
| 所 在 地 | 熊本県熊本市中央区上通町3-19-21 |
| 評価実施期間 | 平成24年11月1日～平成25年3月25日 |
| 評価調査者番号 | ① 06-014 |
| | ② 06-085 |
| | ③ 07-018 ④ 12-004 |

1 福祉サービス事業者情報

(1) 事業者概要

| | |
|----------------------------------|---|
| 事業所名称： (施設名) 東向寺保育園 | 種別： 保育所 |
| 代表者氏名： (管理者) 理事長 岡部 守信 | 開設年月日： 昭和52年4月1日 |
| 設置主体： 社会福祉法人 三心会 | 定員： 50名 |
| 経営主体： 理事長 岡部 守信 | (利用人数) 85名 (H25.1現在) |
| 所在地：〒863-0005 熊本県天草市本町新休37番地1 | |
| 連絡先電話番号： 0969-23-7030 | FAX番号： 0969-23-7033 |
| ホームページアドレス | http://www.toukoujihoikuen@dance.ocn.ne.jp |

(2) 基本情報

| | | | | | | |
|---|---|----|-----|--------|----|-----|
| サービス内容 (事業内容) | 施設の主な行事 | | | | | |
| 第二種社会福祉事業 (保育所) 7:20～18:50までの保育 (延長含) 一時保育、育児講座、低学年児童受け入れ | 入園式、誕生会、交通安全教室、遠足、施設訪問 七夕、夕涼み会、運動会、運動競技会、青空クッキング 七五三、ボランティア清掃、ふるさと祭り参加 生活発表会、ひなまつり、お別れ遠足、卒園式 | | | | | |
| 居室概要 | 居室以外の施設設備の概要 | | | | | |
| 0・1・2歳児保育室、2・3歳児保育室 4・5歳児保育室 (兼集会場)、学童室、多目的室 | 給食室、食糧保管庫、調乳室、沐浴室、 シャワー室、医務コーナー、トイレ、事務室 印刷室、倉庫 (旧園舎、2F、園庭) | | | | | |
| 職員の配置 | | | | | | |
| | 職 種 | 常勤 | 非常勤 | 資 格 | 常勤 | 非常勤 |
| | 園 長 | 1 | | 保育士 | 10 | 3 |
| | 主任保育士 | 1 | | 社会福祉主事 | 3 | |
| | 保育士 | 9 | 3 | 栄養士 | 1 | |
| | 栄養士 | 1 | | 調理師 | 2 | 1 |
| | 調理員 | 1 | | 看護師 | | 1 |
| | 看護師 | | 1 | | | |
| | 事務員 | 2 | | | | |
| | 主 事 | 1 | | | | |
| | 合 計 | 16 | 4 | 合 計 | 16 | 5 |

※ 資格の種別は、保健・福祉・医療に関するものを記入してあります。

※ 複数の資格を持ち重複計上している場合があるため、職種と資格の数は必ずしも一致しません。

2 評価結果総評

◆ 特に評価の高い点

- ①特徴的な取組みは《東向寺保育園保育指導要項及び指導留意点》が作成され、達成率も記入し定期的な評価が行なわれている点にある。職員会議での見直しや改善点を話し合うなど、PDCAサイクルも確立されており、大変高く評価できる。子ども第一主義で《当園職員が選んだ保育者に求められる10ヶ条》や《当園職員が選んだ保育指導留意点》を柱とした子どもの最善の利益を考慮した取組みがなされている。
- ②園内研究資料として絵本の一覧と好きな絵本ならびに集中時間を調査し、どの絵本がどういった環境や時間帯に適しているかを検証している。また、ヒヤリハット報告で上げられた事故やケガに対しても詳細を分析し、危険場所の特徴や配置等を検討、他の場所にも適用・改善を行っており記録からの改善へ活かす仕組みが構築されている。これらの例は本園が把握した情報を組織として理解し、活用しているものであり、PDCAサイクルが日常的に実施されている事例であり高く評価できる。
- ③地域や中高生との積極的な交流を図っているほか、町民体育祭への参加やふるさと祭りへの参加も実施されている。法人母体であるお寺を中心とし、地域に根付いた保育園となっており、園庭開放やボランティア等の受け入れ等をとおし、地域と積極的に関わっている取組みも評価できる。

◆ 改善を求められる点

- ①職員個々の状況を把握する仕組みの構築に改善の余地が残される。人員配置や職員の働きやすい環境整備、時間外労働についても、職員との定期的な個別面接の機会を設けるなど、職員が相談しやすい組織体制が望まれる。また明確な人事考課基準を設定し、客観的で透明性のある評価基準を示すことで、職員のモチベーション向上につなげることが期待される。それによって一人ひとりの職員の持つ能力や希望を加味した人材育成計画策定への取組みも期待したい。
- ②お手拭き・お口拭きの保管方法や、トイレ出入り口で一部改善が求められる箇所が見受けられる。
- ③会計処理にあたりその方法等を業者にアドバイスを得ているが、その結果を経営改善に活用しているかを書面等で確認できなかった。今後は客観的な情報の把握と解決の仕組みの構築が望まれる。

3 第三者評価結果に対する事業者のコメント（400字以内）

(H25.3.30) 此の度、九州評価機構より第三者評価をいただいた。全職員で「熊本県福祉サービス第三者評価基準・保育園版」の評価項目・判断基準・評価基準の考え方と評価のポイント・評価の着眼点の読み合わせを行い、各自アンケートに回答した。それら評価基準の項目内容自体が、自己評価する具体的な視点となり、客観的に自園を分析する良い機会となった。地元の小学校から新入学児童の家庭に届けられる「入学前に身に付けたい10ヶ条」は同時に卒園児に求められる小学校からの要望と位置づけた。その要望に応えるための保育指導計画として、独自に作成したのが指導要項であり指導留意点である。当園の保育の柱である。この要項が高評価を受けたことは着眼に間違いがなかったことが確認できた。一方、改善点の①②はすでに改善を試みた。③は改善方法を考察して行きたい。全般に更なる向上を目指して専心する所存である。

(H . . .)

(H . . .)

4 評価分類別評価内容

| | |
|--------------------|---|
| 評価対象Ⅰ 1 理念・基本方針 | 「児童福祉法第39条の規定に基づき養護及び教育を一体的に行うとともに、保護者や地域の子育て家庭に対する支援を行う」を理念に掲げている。また、理念に基づき、「あらゆる状況にあっても自分を見失うことなく的確な対応ができる子に育つこと。」を保育目標に掲げており、理念や保育方針を保育園の出入り口や掲示板・各所に掲示し、保育目標はパンフレットや園だより等に掲げて職員や保護者に周知している。保護者会や役員会の中でも取り上げて利用者に周知されている。 |
| 2 計画の策定 | 平成24年度から平成33年度における中長期計画には、理念、保育目標、保育方針、中長期計画について策定されている。「天草市・人の動き」を踏まえ、計画書では、1 保育園の状況、2 運営の基本方針、3 保育目標、4 保健安全指導について、5 給食について、6 地域活動について、7 職員について、8 施設の状況等について詳細に策定されている。数値目標によって実施状況も把握され各部屋の予算編成に役立てられている。事業計画についてはそれぞれ担当があり、期末の反省や年度始めの計画作成の他、事業や行事終了時に全体職員会議で評価・見直しを行なっている。新年度説明会や保護者会・役員会等で資料を配布し、事業計画を説明している他、園だより等で事業や行事のお知らせもされている。 |
| 3 管理者の責任とリーダーシップ | 園長の役割と責任については職員職務分担表や消防自衛組織表に明記されており、職員会議でも職務分掌表を職員に配布するなどしている。また、平時のみならず、有事（災害、事故等）における園長の役割や責任についても明確にされている。園長は法令遵守の観点から経営に関する情報を研修や勉強会に参加する事で入手、職員へは会議で伝達され、保育協会からのメール等からも様々な情報を得て発信している。特徴的な取り組みとして《東向寺保育園保育指導要項及び指導留意点》（以下、要綱及び留意点）が作成され、達成率を記入し定期的な評価を行っている。また職員会議で見直し、改善点を話し合うなど、PDCAサイクルができており、大変高く評価できる。子ども第一主義で《当園職員が選んだ保育者に求められる10ヶ条》（以下、10ヶ条）や《当園職員が選んだ保育指導留意点》（以下、保育指導留意点）を柱とした子どもの最善の利益を考慮している。業務の効率化や改善策を職員会議等で意見を出し合う仕組みも構築されている。 |
| 評価対象Ⅱ 1 経営状況の把握 | 保育協会から配信されるメール等で、社会福祉事業全体の動向について把握しており、天草市の人口推移や在園園児の推移等、地域の特徴・変化についても意識的に情報収集がされている。把握 |

| | |
|-------------------------|--|
| | <p>された情報やデータは中・長期計画や各年度の事業計画に反映されている。光熱水費の揭示等を行うため定期的にコスト分析を行っており、職員会議の際に経営状況や改善すべき課題について話し合っている。</p> |
| 2 人材の確保・養成 | <p>《10ヶ条》や《保育指導留意点》によって求められる職員像が明確に表され、職員の行動規範になっており、人事管理についても保育士定数を考慮し、雇用人数や雇用期間の見直しも図っている。また《要項及び留意点》において子どもに対する支援目標達成率を明確にしており、提供する支援の客観的基準となっている。中長期計画に人材育成や組織が職員に求める基本姿勢、《10ヶ条》や《保育指導留意点》により求められる職員像が明確に表されており、その基本姿勢を踏まえた教育・研修計画が策定され、教育・研修の実施も確認できた。また研修に参加した職員は、研修報告レポートの提出や全体職員会議において研修報告を行う機会が設けることで情報の共有や職員全体のスキルアップに繋げている。</p> |
| 3 安全管理 | <p>園長によるリーダーシップの発揮で、各種マニュアル等を整備し、全職員に周知している。また保護者への情報提供も園だより等で適切に行われている。園舎は新築建て替えにより耐震化されており、園児の情報をリスト化して非常時にも持ち出せるカードも用意されている。災害時のマニュアルには、全職員の役割を示した役割分担表も記載されており、食料や備蓄類に関しても備蓄リストを作成されている。ヒヤリハットノートを作成し、未然防止策が検討されている。事故・病気の記録は職員会議で情報共有を図り、事故防止策を話し合い改善につなげている。また事故防止のためのチェックリストを活用し、各遊具については専門業者が定期的に点検も行なわれている。</p> |
| 4 地域との交流と連携 | <p>中長期計画に地域との関わりについても明確に記載されている。地域の関係機関・団体との連携が図られており、園長は地域のまちづくり委員会などにも参加、保育・子育て・福祉ニーズ等に基づいて一時預かり事業・子育て支援の相談事業・園庭開放等具体的に活動している。民生委員や児童委員と定期的な会議も開催し、地域の方の相談窓口を設置している。福祉・子育てニーズの把握に努めることで地域でのイベントに多く参加し、自らも催すことで地域に根付いた施設となっている。</p> |
| 評価対象Ⅲ 1 利用者本位の福祉サービス | <p>《要項及び留意点》において子どもに対する支援目標達成率が明確になっており、提供する支援の客観的基準となっている。また《10ヶ条》や《保育指導留意点》により求められる職員像も明確にされ職員の行動規範にもなっている。子ども第一主義を掲げら</p> |

| | |
|-------------|---|
| | れており、方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解できるような取組み（掲示や配布・説明）を行い、職員会議でも読み合わせを行うことで保育所内での共通理解をする機会を設けている。苦情解決の体制の整備やその周知については入園時に説明を行い、保育だよりへの記載や配布によって周知している。 |
| 2 サービスの質の確保 | 特徴的な取組みとして独自に作成している《要項及び留意点》は達成率を記入し、職員会議で見直しを行い改善点を話し合うなど、PDCAサイクルで定期的に評価をする仕組みができています。また、保育理念や基本方針、保育課程等にもとづいて《10ヶ条》や《保育指導留意点》が作成され、標準的な実施方法についても明確にされている。全体職員会議の時に読み合わせをして周知徹底を図っている。子どもに関する記録だけでなく、安全についての点検簿や保健衛生面における点検表等、様々な記録は適切に行われている。特徴的な取組みとしてヒヤリハット報告で上げられた事故やケガについては徹底した検証が行われ、改善を行っている。個人情報保護規定や方針を作成している他、《10ヶ条》や《保育指導留意点》においても守秘義務や個人情報保護について明記している。アレルギー児の記録についても不必要に漏洩しないように対応している。子どもやその保護者についての情報は職員会議で各クラス担任が把握しクラスへと伝える仕組みができています。 |

| | |
|---------------|--|
| 3 サービスの開始継続 | 園外掲示板で紹介しており、市役所の情報誌にも掲載されている。ホームページや保育園を紹介する資料に関しては、過剰な園児獲得競争を招かぬよう必要最低限の告知にとどめているが、事前見学を受け入れている他、利用開始にあたっては、主任保育士が「入園時のお願い」等で保護者にわかりやすく説明し、保育の理念や内容、料金等について、保護者等の同意を得ている。事業所を変更する場合は、保護者に許可をもらったうえで、口頭で変更先事業所に連絡をする手順となっている。 |
| 4 サービス実施計画の策定 | 入園時に担当者が面談を行い、子どもの身体・生活状況や既往症等児童票に記録し、必要な場合は保護者の状況等も記録している。計画の策定については、各事業の担当や役割分担を図って、理念から整合した保育課程に基づく指導計画の作成が行われており、 |

| | |
|-------------------------------|--|
| | <p>年間計画と年齢とによって期案、月案、週案へと長期的な指導計画と短期的な指導計画が関連性をもって作成されている。また一人ひとりの子どもの発達過程や状況に即して作成しており、独自の《要項及び留意点》を活用することで子どもの実態を把握できていることは大変評価できる仕組みとなっている。定期的に各指導計画を見直し《要項及び留意点》も合わせて活用することで子どもの活動内容や結果だけでなく、子どもの心の育ちや意欲、取り組む過程等に配慮している他、保育士や担当者が自らを振り返り保育の改善に繋げられる仕組みとなっている。実際の保育に際しては、指導計画を柔軟に変更し、状況に応じて対応しており、子どもに関しての計画や記録等のPDCAサイクルが連動されており高く評価できる。</p> |
| <p>評価対象Ⅳ A-1 保育所保育の基本</p> | <p>理念・保育方針・保育目標に基づき保育課程が作成されており、保育課程・指導計画・《要項及び留意点》が連動して、定期的に評価し改善されるサイクルができています。保健衛生面においては、全館オゾンガスによる消毒が行われ、オゾン水による消毒も行われており、採光やトイレ設備等にも配慮されています。各部屋に年齢によって違う遊具の種類を用意しており、豊かな活動を自由に組みめるよう配慮されている他、当番活動では、子どもが主体的に活動できる機会を設けている。園内研究資料で絵本の一覧と好きな絵本と集中時間を調べ上げてどの絵本がどういった環境や時間帯に適しているのかまで配慮しており、高く評価できる取り組みである。様々な楽器を体験できる環境を用意している他、子どもが自分で考え選んで工夫して自由に遊べるようになっている。施設・整備は、子ども・保護者や来所者が利用しやすいよう職員会議で改善点を話し合い、役員会で要望を聞けるような体制づくりをしており、園内案内図にも掲示して分かりやすく配慮している。《要項及び指導留意点》が柱となり職員間の話し合いを通じて職員自らの保育実践を振り返ることにより、さらなる専門性の向上に努めている。</p> |
| <p>A-2 子どもの生活と発達</p> | <p>子どもへの働きかけや援助に関しては《10ヶ条》や《保育指導留意点》に明記され、子ども第一主義での運営・実践がされている。配慮が必要な子どもには個別の指導が行えるよう計画し取り組んでおり、学校との連携も図っている。日常においては各部屋に全年齢対応遊具が配置され、それぞれが遊ぶことができるようになっている。園児の情緒面にも配慮し、音楽を流し、環境を変えるなどの対応をしている。各担任からの申し送りはメモやホワイトボード等を利用して伝えられ保護者にも伝達されている。また、食育計画と保育指導計画が連動しており、食育会議を設けて給食の運営改善にも努めている。食材は無農薬にこだわり、可能な限り地元の食材を調達するよう心がけている。年2回の健康診断、年1回の歯科検診を行ない、結果は職員に周知され、家庭での保育に有効に反映されるよう保護者にも伝えられている。</p> |
| <p>A-3 保護者に対する支援</p> | <p>食事の状況を連絡帳で伝えるなど、家庭との連携を図る工夫をしている。食材は無農薬、できるだけ地元のものを利用し強化磁器</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>陶器を使用するなど安全性にも留意している。希望により個別面談も行っているが、要望ノート等での情報交換も行っている。園内の行事だけでなく地域の行事にも積極的に参加することで、保護者からだけでなく地域からの信頼も得られている。保護者会や役員会が活動をしやすいように、場所の提供や会報配布などの協力も尽力している。虐待関係マニュアル、衛生管理マニュアルで早期発見できるような仕組みを構築し、虐待に速やかに対応できる保育所内体制構築に努めている。関係配布物やポスター等を掲示することで保護者への虐待防止啓発に取り組んでいる。</p> |
|--|---|

(参考) 利用者調査の手法等

| 調査の手法 | 対象者 | 対象数(人) | 基準数に満たない場合の理由 |
|---------|--------|--------|---------------|
| アンケート調査 | 利用者本人 | | |
| | 家族・保護者 | 45人 | |
| | | | |
| 聞き取り調査 | 利用者本人 | | |
| | 家族・保護者 | | |
| | | | |
| 観察調査 | 利用者本人 | | |

評価細目の第三者評価結果 【 保育所版 】

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

| | | 第三者評価結果 |
|----------------------------|------------------------------------|---------|
| I-1-1 (1) 理念、基本方針が確立されている。 | | |
| | I-1-1 (1) -① 理念が明文化されている。 | (a)・b・c |
| | I-1-1 (1) -② 理念に基づく基本方針が明文化されている。 | (a)・b・c |
| I-1-1 (2) 理念、基本方針が周知されている。 | | |
| | I-1-1 (2) -① 理念や基本方針が職員に周知されている。 | (a)・b・c |
| | I-1-1 (2) -② 理念や基本方針が利用者等に周知されている。 | (a)・b・c |

I-2 事業計画の策定

| | | 第三者評価結果 |
|-----------------------------------|---------------------------------------|---------|
| I-2-1 (1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。 | | |
| | I-2-1 (1) -① 中・長期計画が策定されている。 | a・(b)・c |
| | I-2-1 (1) -② 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。 | a・(b)・c |
| I-2-1 (2) 事業計画が適切に策定されている。 | | |
| | I-2-1 (2) -① 事業計画の策定が組織的に行われている。 | (a)・b・c |
| | I-2-1 (2) -② 事業計画が職員に周知されている。 | (a)・b・c |
| | I-2-1 (2) -③ 事業計画が利用者等に周知されている。 | (a)・b・c |

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

| | | 第三者評価結果 |
|--------------------------------|---|---------|
| I-3-1 (1) 管理者の責任が明確にされている。 | | |
| | I-3-1 (1) -① 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。 | (a)・b・c |
| | I-3-1 (1) -② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。 | a・(b)・c |
| I-3-1 (2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。 | | |
| | I-3-1 (2) -① 質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。 | (a)・b・c |
| | I-3-1 (2) -② 経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。 | a・(b)・c |

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

II-1 経営状況の把握

| | | 第三者評価結果 |
|--------------------------------|--|---------|
| II-1-1 (1) 経営環境の変化等に適切に対応している。 | | |
| | II-1-1 (1) -① 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。 | (a)・b・c |
| | II-1-1 (1) -② 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。 | (a)・b・c |
| | II-1-1 (1) -③ 外部監査が実施されている。 | a・b・(c) |

II-2 人材の確保・養成

| | | 第三者評価結果 |
|-----------------------------|--|---------|
| II-2-1 (1) 人事管理の体制が整備されている。 | | |
| | II-2-1 (1) -① 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。 | (a)・b・c |
| | II-2-1 (1) -② 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。 | a・(b)・c |

| | | |
|---------------------------------|---|---------|
| II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。 | | |
| | II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。 | a・(b)・c |
| | II-2-(2)-② 職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。 | a・(b)・c |
| II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。 | | |
| | II-2-(3)-① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。 | (a)・b・c |
| | II-2-(3)-② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。 | a・(b)・c |
| | II-2-(3)-③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。 | (a)・b・c |
| II-2-(4) 実習生の受入れが適切に行われている。 | | |
| | II-2-(4)-① 実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取組をしている。 | (a)・b・c |

II-3 安全管理

| | | |
|-----------------------------------|---|---------|
| | | 第三者評価結果 |
| II-3-(1) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。 | | |
| | II-3-(1)-① 緊急時(事故、感染症の発生時など)における利用者の安全確保のための体制が整備されている。 | (a)・b・c |
| | II-3-(1)-② 災害時に対する利用者の安全確保のための取組を行っている。 | (a)・b・c |
| | II-3-(1)-③ 利用者の安全確保のためにリスクを把握し、対策を実行している。 | (a)・b・c |

II-4 地域との交流と連携

| | | |
|-------------------------------|--|---------|
| | | 第三者評価結果 |
| II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。 | | |
| | II-4-(1)-① 利用者と地域との関わりを大切にしている。 | (a)・b・c |
| | II-4-(1)-② 事業所が有する機能を地域に還元している。 | (a)・b・c |
| | II-4-(1)-③ ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。 | (a)・b・c |
| II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。 | | |
| | II-4-(2)-① 必要な社会資源を明確にしている。 | (a)・b・c |
| | II-4-(2)-② 関係機関等との連携が適切に行われている。 | (a)・b・c |
| II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。 | | |
| | II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズを把握している。 | (a)・b・c |
| | II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。 | (a)・b・c |

評価対象III 適切な福祉サービスの実施

III-1 利用者本位の福祉サービス

| | | |
|------------------------------------|--|---------|
| | | 第三者評価結果 |
| III-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。 | | |
| | III-1-(1)-① 利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。 | (a)・b・c |
| | III-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。 | a・(b)・c |
| III-1-(2) 利用者満足の向上に務めている。 | | |
| | III-1-(2)-① 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取組をおこなっている。 | (a)・b・c |
| III-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。 | | |
| | III-1-(3)-① 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。 | (a)・b・c |
| | III-1-(3)-② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。 | (a)・b・c |
| | III-1-(3)-③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。 | (a)・b・c |

Ⅲ-2 サービスの質の確保

| | | 第三者評価結果 |
|-----------------------------------|--|---------|
| Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。 | | |
| | Ⅲ-2-(1)-① サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。 | Ⓐ・b・c |
| | Ⅲ-2-(1)-② 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。 | Ⓐ・b・c |
| Ⅲ-2-(2) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。 | | |
| | Ⅲ-2-(2)-① 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。 | Ⓐ・b・c |
| | Ⅲ-2-(2)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。 | Ⓐ・b・c |
| Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。 | | |
| | Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。 | Ⓐ・b・c |
| | Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。 | a・Ⓑ・c |
| | Ⅲ-2-(3)-③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。 | Ⓐ・b・c |

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

| | | 第三者評価結果 |
|---------------------------------|---|---------|
| Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。 | | |
| | Ⅲ-3-(1)-① 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。 | Ⓐ・b・c |
| | Ⅲ-3-(1)-② サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。 | Ⓐ・b・c |
| Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。 | | |
| | Ⅲ-3-(2)-① 事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。 | a・Ⓑ・c |

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

| | | 第三者評価結果 |
|----------------------------------|--------------------------------------|---------|
| Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。 | | |
| | Ⅲ-4-(1)-① 定められた手順に従ってアセスメントを行っている。 | Ⓐ・b・c |
| Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。 | | |
| | Ⅲ-4-(2)-① サービス実施計画を適切に策定している。 | Ⓐ・b・c |
| | Ⅲ-4-(2)-② 定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。 | Ⓐ・b・c |

評価対象Ⅳ

A-1 保育所保育の基本

| | | 第三者評価結果 |
|---------------------|---|---------|
| A-1-(1) 養護と教育の一体的展開 | | |
| | A-1-(1)-① 保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。 | Ⓐ・b・c |
| | A-1-(1)-② 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。 | a・Ⓑ・c |
| | A-1-(1)-③ 1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。 | Ⓐ・b・c |
| | A-1-(1)-④ 3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。 | Ⓐ・b・c |
| | A-1-(1)-⑤ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。 | Ⓐ・b・c |
| | A-1-(1)-⑥ 職員の接し方について、児童ひとりの個人として尊重する取り組みを行っている。 | Ⓐ・b・c |
| | A-1-(1)-⑦ 入園当初の環境変化に対応できるよう支援している。 | Ⓐ・b・c |

| | | |
|--------------------|--|----------------|
| A-1-(2) 環境を通して行う保育 | | |
| | A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。 | a・ b ・c |
| | A-1-(2)-② 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。 | a ・b・c |
| | A-1-(2)-③ 子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。 | a ・b・c |
| | A-1-(2)-④ 子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。 | a ・b・c |
| | A-1-(2)-⑤ 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。 | a ・b・c |
| | A-1-(2)-⑥ 施設・設備に関して、子ども・保護者や来所者が利用しやすいよう配慮した取り組みを行っている。 | a ・b・c |
| A-1-(3) 職員の資質向上 | | |
| | A-1-(3)-① 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。 | a ・b・c |

A-2 子どもの生活と発達

| | | |
|-------------------|---|---------------|
| | | 第三者評価結果 |
| A-2-(1) 生活と発達の連続性 | | |
| | A-2-(1)-① 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。 | a ・b・c |
| | A-2-(1)-② 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。 | a ・b・c |
| | A-2-(1)-③ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。 | a ・b・c |

| | | |
|-----------------------------------|--|-------|
| A-2-(2) 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場 | | |
| A-2-(2)-① | 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。 | Ⓐ・b・c |
| A-2-(2)-② | 食事を楽しむことができる工夫をしている。 | Ⓐ・b・c |
| A-2-(2)-③ | 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。 | Ⓐ・b・c |
| A-2-(2)-④ | 食育の取り組みを行っている。 | Ⓐ・b・c |
| A-2-(2)-⑤ | 健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。 | Ⓐ・b・c |
| A-2-(3) 健康及び安全の実施体制 | | |
| A-2-(3)-① | アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。 | Ⓐ・b・c |
| A-2-(3)-② | 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒の発生時に対応できるような体制が整備されている。 | Ⓐ・b・c |

A-3 保護者に対する支援

| | | |
|-------------------|--|---------|
| | | 第三者評価結果 |
| A-3-(1) 家庭との緊密な連携 | | |
| A-3-(1)-① | 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。 | Ⓐ・b・c |
| A-3-(1)-② | 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。 | Ⓐ・b・c |
| A-3-(1)-③ | 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通の理解を得るための機会を設けている。 | Ⓐ・b・c |
| A-3-(1)-④ | 保護者組織の活動に対する援助や意見交換を行っている。 | Ⓐ・b・c |
| A-3-(1)-⑤ | 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。 | Ⓐ・b・c |

(参考)

| | 第三者評価結果 | | |
|-------------------|---------|----|---|
| | a | b | c |
| 共通評価基準（評価対象Ⅰ～Ⅲ） | 41 | 11 | 1 |
| 内容評価基準（評価対象A1～A3） | 27 | 2 | 0 |
| 合計 | 68 | 13 | 1 |